広報誌掲載例

＜事業主向け①＞

介護離職を防止しましょう！

北海道労働局雇用環境・均等部指導課

経験を積んだ熟練従業員や管理職など企業の中核となる人材が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。介護離職を防ぐためにも、従業員に対して、以下の取組を積極的に行いましょう。

１　仕事と介護の両立支援制度の整備

（１）育児・介護休業法で定められた制度については、就業規則に制度を定めておく必要があります。育児・介護休業法に沿った就業規則の整備を進めましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/houkaisei\_goannai

/\_120519.html

（２）法で定められた制度（抜粋）

　①　介護休業制度

　　介護が必要な家族1人について、通算して93日まで、3回を上限として分割して取得できます。また、介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険（ハローワーク）から休業前の賃金の67％が支給されます（介護休業給付金）。

　②　介護休暇制度

　　介護その他の世話を行うため、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は1年に10日）まで、年次有給休暇とは別に1日または半日単位（所定労働時間の2分の1）で取得できます。

　③　介護のための短時間勤務等の制度

　　事業主は、介護が必要な家族1人につき、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な以下のいずれかの制度を作らなければならないことになっています。

ａ　短時間勤務の制度　ｂ　フレックスタイム制度

　ｃ　時差出勤の制度　ｄ　介護サービスの費用の助成

④　介護のための所定外労働の制限（残業免除の制度）

　　介護終了まで何度でも利用できます。

その他の制度は、北海道労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

hourei\_seido\_tetsuzuki/koyou\_kintou/hourei\_seido/\_120614.html）をご覧ください。

２　仕事と介護の両立支援に関するツール

企業の人事労務担当者向け（約13分）、管理職向け（約12分）、社員向け（約13分）の３種類の社内研修用動画「仕事と介護の両立に向けて～社員が介護に直面した際に取るべき対応とは～」や「介護離職を予防するための両立支援実践マニュアル」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html>

３　両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）

　「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ事業主等に支給されます。一定の要件がありますので、北海道労働局ホームページでご確認ください。

北海道労働局雇用環境・均等部　指導課

札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

電　話　０１１－７０９－２７１５

＜事業主向け②＞

介護離職を防止しましょう！

北海道労働局雇用環境・均等部指導課

経験を積んだ熟練従業員や管理職など企業の中核となる人材が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。　　　　　介護離職を防ぐためにも、仕事と介護の両立支援制度を就業規則等に定めるとともに、従業員に対する周知を行いましょう。

＜育児・介護休業法で定められた制度＞※抜粋

○介護休業　対象家族1人につき3回に分割して通算93日まで

○介護休暇　介護その他の世話のため年5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで1日又は半日単位（所定労働時間の2分の1）で取得

○介護のための所定外労働の制限（残業の免除）　要介護状態が終了するまで何度でも取得可

☆詳しくは、北海道労働局ホームページをご覧ください。https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

仕事と介護

北海道労働局

　北海道労働局雇用環境・均等部指導課

☎　011-709-2715